

【答申の概要】 諮問第 172 号「再計算した構造計算書の非開示決定に対する異議申立て」

件名	再計算した構造計算書の非開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	「特定行政庁対が、有限会社〇〇（以下「法人A」という。）に対し、建築基準法 12 条 5 項の規定に基づく報告書の構造計算書において、対象土地の許容地耐力 10N/m ² の地質調査及び対象建物の層間変形角の地震係数Z _N =1.0 を前提として再計算された構造計算書。」
非開示理由	条例第 11 条第 2 項（文書不存在）
実施機関	静岡県知事（下田土木事務所）
諮問期日	平成 23 年 2 月 24 日
主な論点	請求対象文書を不存在とした判断に不合理な点はないか。

審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

審査会の判断

1 本件対象文書について

実施機関は、「法人Aが提出した、建築基準法第 12 条第 5 項の規定に基づく報告書の構造計算書を、対象土地の許容地耐力 10N/m²の地質調査及び対象建物の層間変形角の地震係数 Z_n=1.0 を前提として再計算した構造計算書」を本件対象文書として特定している。

この点に関し、異議申立人は、実施機関が本件対象文書とした構造計算書に用いられている係数等の数値とは異なる数値により再計算された構造計算書が請求対象となる公文書である旨、当審査会の文書照会に対して回答を行ったため、口頭意見陳述の際にその趣旨を確認したところ、法人Aから既に提出され実施機関が保有している構造計算書ではなく、異議申立人が置き換えるべきとして指定する数値を用いて再計算されたものを開示請求の対象としているとのことであった。

実施機関としては、開示請求書に記載された係数等の数値を公文書非開示決定通知書に引用しつつも、異議申立人が主張するような意味で開示請求の対象を理解しており、本件対象文書の特定に問題はないものと認められる。

2 本件対象文書の不存在について

実施機関によれば、建築基準法第 12 条第 5 項の規定は、同法施行の万全を期するために、特定行政庁等に報告要求権を付与したものであり、特定行政庁等は、必要の都度、その裁量により報告を求めることができることを定めたもので、どのような報告を求め、どのような指導を行うかは、いずれも特定行政庁等が判断するものとされている。

そして、実施機関としては、本件対象文書を取得する必要がないと判断して法人Aに対して提出を求めておらず、法人Aからも自主的な提出もなされていないため、本件対象文書は不存在であるとしており、この事実については、異議申立人も認めているところである。

以上より、本件対象文書については、実施機関において保有しておらず、存在していないものと認められる。

なお、異議申立人は、本件対象文書については、実施機関が建築基準法に基づいた適切な権限行使を行って、法人Aに対して作成及び提出を求めるべきであるとの趣旨の主張をしているが、当審査会は文書の開示、非開示を審議するものであり、異議申立人の上記主張は、本件対象文書に関する当審査会の判断を左右するものではない。